

業 務 委 託 仕 様 書

1 業務の名称

「消防無線局再免許申請業務委託」

2 目的

富士山南東消防本部の無線局として免許を受けている無線局が、令和6年5月31日を持って有効期限が満了となる。引き続き免許を受けるため、消防無線局再免許申請業務委託について必要な事項を定めるものとする。

3 履行期間

契約日から令和6年2月29日までの間とする。

4 納品場所

富士山南東消防本部 消防指令センター
静岡県三島市南田町4番40号

5 再免許無線局数

再免許を行う無線局数は、次のとおりとする。（詳細は別添 無線局詳細）

基地局(固定)	3局
移動局(車載)	120局
移動局(携帯)	95局

6 業務委託の内容

電波法で定める再免許申請に必要な全ての業務を行い、令和6年2月29日までに、東海総合通信局長へ提出すること。提出する書類は事前に委託者の承認を得るものとし、申請内容をファイルに綴りこみ委託者へ提出すること。

7 適用法令

電波法及びこれに基づく諸規定、その他東海総合通信局の示す基準等を遵守すること。

8 経費

再免許に関して必要となる機器、通信料及び書類の受発送等に係る経費は、受託者が負担すること。

9 手続

再免許に関して必要な書類等の収集と手続及び電子申請データの確認は、受託者が確実にこなうこと。

10 検収

業務完了届出書の提出後に検収を行う。

11 支払い方法

業務完了報告後、一括払いとする。

12 疑義

本仕様書は、本業務委託の基本的内容について定めるものであり、明記されていない事項であっても、業務の目的達成のために必要と思われるものについては、受託者の責任においてこなうこと。

また、疑義が生じた事項については、その都度委託者と受託者が協議のうえ決定する。